

第2章 地下水の水質測定結果

I 趣 旨

この水質測定結果は、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第16条の規定により策定した「平成24年度地下水質測定計画」に基づき測定した結果をとりまとめたものである。

II 調査結果の概要

1 調査の内容

(1) 概況調査：県下の全体的な地下水質の概況を把握するもの

13地点 鳥取市4地点、米子市1地点、智頭町2地点、倉吉市1地点、琴浦町1地点、日南町2地点、南部町2地点

(2) 汚染井戸周辺地区調査：

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するもの
平成24年度の実績なし

(3) 継続監視調査：同一地点での地下水質を経年的に監視するもの

48地点 鳥取市11地点、倉吉市1地点、米子市1地点、境港市9地点、智頭町20地点、湯梨浜町2地点、北栄町4地点、

2 調査結果

概況調査：新たな汚染井戸はなかった。

継続監視調査：下表のとおり環境基準に適合していない井戸が確認された。

【環境基準に適合しない井戸の概要】

市町村名	区域及び井戸数	項目（環境基準）	汚染原因（推定）	対策等
		検出状況（年平均値）		
鳥取市	寿町、片原、戎町、南吉方、用瀬町用瀬、行徳の6箇所の井戸 ※用瀬：ふっ素のみ超過 ※行徳：ほう素のみ超過	ふっ素(0.8mg/l)	自然的要因(温泉水の混入等)	井戸所有者への周知と 飲用指導
		0.84~6.1mg/l		
	的場の2箇所の井戸	ほう素(1.0mg/l)	自然的要因	
		1.1~4.0mg/l		
境港市	渡町の3箇所の井戸	砒素(0.01mg/l)	施肥と生活排水の影響	
		0.015~0.020mg/l		
湯梨浜町	中興寺の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/l)	施肥若しくは生活雑排水の影響	
		12mg/l		
智頭町	智頭の5箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/l)	不明	
		11~27mg/l		
北栄町	下神の2箇所の井戸	トリクロエチレン(0.03mg/l)	自然的要因(周辺温泉水の影響)	
		0.032~0.11mg/l		
北栄町	大島の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/l)	自然的要因(地層・地質、温泉水の混入等)	
		1.3mg/l		
北栄町	大島の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/l)	自然的要因(地層・地質、温泉水の混入等)	
		14~17mg/l		
北栄町	大島の1箇所の井戸	砒素(0.01mg/l)	自然的要因(地層・地質、温泉水の混入等)	
		0.014 mg/l		